

# 平成31年度第9回南関町農業委員会会議録

令和元年11月11日(月)  
午前9時30分開会  
南関町役場 第1会議室

## 一、開会宣言

## 二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名  
8番 山本精武君  
9番 大倉公泰君
5. 議 事  
第29号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第30号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第31号議案 非農地証明について
6. その他
7. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 竹島久利君	副会長 釘崎眞貴子君
2番 橋本勝君	3番 菅原和義君
4番 末竹信雄君	5番 荒木茂君
6番 西山良輔君	7番 片山カツ子君
8番 山本精武君	9番 大倉公泰君

## 四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

1番 片山幸次君

## 五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(3名)

事務局長 東田彰夫君

書 記 上 田 賢 君  
書 記 美 奈 川 徹 君

## 平成31年度第9回南関町農業委員会会議録

### 議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

#### 1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それではご起立ください。時間がまいりましたので、ただいまより令和元年度第9回農業委員会総会を開会いたします。礼。着席。

○事務局長（東田 彰夫君） おはようございます。

本日は1番の片山委員さんより欠席の旨、通告がありましたのでご報告をさせていただきます。

本日の出席委員は11名中10名で定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

-----○-----

#### 2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を8番、山本委員さん、よろしく願います。

○8番（山本 精武君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

-----○-----

#### 3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 改めまして、おはようございます。

今年は異常気象と申しますか、稲刈りも大体済んだと思いますけど、異常気象と申しますが、昨年から続いて台風やら大雨で大変でございます。去年の災害もまだ残っているような現状でございますので、今現在、土地改良と建設課のほうに農用地の災害復旧を急がせているところでございます。災害で去年の工事もまだ残っているような状態でございますが、なるべく・・・で復旧できるようお願いしているところでございます。

それから、先月は新委員の研修会で熊本まで大変ご苦労さまでございました。今からいろいろ新委員の方も研修会いっぱいあると思います。今後とも全員参加で、より研修ができますようよろしくお願いしときます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行は、竹島会長をお願いしたいと思います。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人の指名をいたします。今回の議事録署名人として、8番、山本委員、9番、大倉委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

-----○-----

#### 5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第29号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第29号議案、農地法3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、令和元年10月5日、申請番号108号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

2番、受付日、令和元年10月8日、申請番号109号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

3番、受付日、令和元年10月10日、申請番号110号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。第29号議案は、農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転許可申請でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。

8番、山本委員。

○8番（山本 精武君） 8番の山本です。11月1日に事務局と推進委員の松田氏と3人で現地確認に行ってきました。場所は四ツ原の〇〇〇、〇〇〇から南へ町道を300mぐらい行ったところのすぐ横にありました。稲刈りを終わられてきれいに管理してありました。

それともう一つの3番目の場所は、玉名南関線の〇〇〇の〇〇〇というバス停が

ありますが、そこから西のほうへ100mぐらい行ったところにありました。ここも稲を刈って管理されておりました。

第29号議案、所有権移転の1番と3番についてご説明いたします。

まず1番ですが、譲渡人が相続した農地について、現在耕作している譲受人への贈与の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

次に3番ですが、譲渡人が相続した農地について、現在耕作をしている譲受人への贈与の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。今まで作っていただいている方に無償で寄与されるということです。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、2番について補足説明をいたします。

1日に推進委員の平川君と事務局と私とで現地調査をいたしました。現地は下坂下の〇〇〇の向かい側の土地でございます。これはバス停の拡張のため少し変更はしておりますけど、前回の申請はその下のほうの土地でございます。今回はこの向かい側のバス停の真ん前ということです。

第29号議案、所有権移転の2番についてご説明をいたします。

譲渡人が高齢により農地の処分を検討いたしたところ、譲受人との売買がまとまったの申請でございます。申請内容の協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

事務局、委員の説明が終わりましたが、現地調査に出向かれました推進委員さん、補足説明ございましたら挙手のうえお願いしたいと思いますけど、推進委員さんが出席でないため省きます。

委員さんより何かご質問ございませんか。何かございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第29号議案について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第29号議案は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第30号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第30号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、令和元年10月21日、申請番号123号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、転用の目的は資材置場です。事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

第30号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可申請の1件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。4番、末竹委員、お願いします。

○4番（末竹 信雄君） 4番、末竹です。第30号議案、1番、所有権移転についてご説明いたします。

本申請は、資材置場への転用許可申請です。申請地の近くの事業所が利用される転用となります。農地区分は10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、資材置場として607.5㎡、通路、積み替え場所として2,135.5㎡で、妥当な面積だと思われます。資金計画、排水計画、排水同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、令和元年から令和2年11月30日までの予定で、許可後は速やかに申請の目的どおり施工されるものと思われます。

現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議のほうよろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） 事務局、委員さんの説明が終わりましたが、委員さんより何かご質問ございませんか。ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第30号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第30号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第31号議案、「非農地証明願いについて」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。第31号議案、非農地証明願いについてご説明いたします。

1番、受付日、令和元年10月10日、申請番号119号、土地の所在等は記載のとおりです。

2番、受付日、令和元年10月10日、申請番号120号、土地の所在等は記載のとおりです。

1番と2番は隣接した土地となります。申請地は細い竹や雑木が生えており、カヅラが茂っているのを確認いたしました。通常の農機具の利用により農地への復元が困難であることから、非農地と判断することはいたし方ないとの協議結果でございました。事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） 事務局の説明終わりましたが、委員さんより何かご意見、ご質問ございませんか。

○8番（山本 精武君） 8番の山本ですけど、こういう土地は南関町にたくさんあると思うんですね。申請は出てないけどもこういう畑とか田んぼが、山のあたりに、隣接する山だったりすると特にですね、カヅラがきたり雑木が生えたり、ゆくゆくはこういうような申請が増えてくると思いますけども、それぞれに高齢者になってなかなか難しい問題ですけどもね。

○事務局（上田 賢君） 今、事務局のほうで、先日皆さんで回っていただきました利用状況調査のほうの取りまとめを行っております。その中で現地が山林化しているところについては非農地化を進めたいというふうを考えているところです。非農地化できる場所は自然発生的に山になったところというふうになっておりますので、聞くところによると昭和40年代に国のほうが施策として、杉の植林を進められたというところがかなり南関町にもあるみたいなんですけども、そういったところについてはちょっと非農地化はできないんですけども、あと、今回のような竹が生えているようなところとか、雑木が進出したところについては、なるべく非農地化を申請によらずとも進めたいというふうには考えているところです。

○9番（大倉 公泰君） はい、私もいいですか。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。

○9番（大倉 公泰君） 大倉です。これは立派な道が通っているんですけど、この田んぼを作らないということですけど、ここには道は通っているんですよ、そこまで。

○事務局（上田 賢君） この今回の申請地のことですか。（はいの声）一応ですね、近くに昔の里道は走ってるんですけども、もう道もどこかわからんごとなっている状況になっております。

○9番（大倉 公泰君） なんか横に車がいっぱい止まっておりますけど、これは会社かなんかですか。

○事務局（上田 賢君） 横のところは車の修理工をされているところでした。今もち

よっと営業されているかどうか私は存じあげません。

○9番（大倉 公泰君） 将来的にここが産業廃棄物にならんかなど。黒いところは山なんですか、これ全部。

○議長（竹島 久利君） これは山です。現況はですね、ここは〇〇〇、（ああ〇〇〇の声）〇〇〇、〇〇〇のちょっと上のほう、そこから上のほうに上がってるわけですよ。その中の前は畑がずっとあってですね、耕作されておりましたけど、今現在はもう中に入って行かれないような状態で、とても畑ということはなっとらんわけですよ。

○9番（大倉 公泰君） そこは従来は全部ほとんど畑になっとった。

○議長（竹島 久利君） 全部山です。

○9番（大倉 公泰君） 山ですか。

○議長（竹島 久利君） もう山です。

○9番（大倉 公泰君） わかりました。はい、わかりました。

○議長（竹島 久利君） ほかに何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第31号議案について、非農地に判断することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第31号議案、非農地に判断することに意見決定することにいたします。

-----○-----

## 6. その他

○議長（竹島 久利君） 次に、その他の事項でございます。事務局より説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） その他ですけども、今回は特にご用意はしておりません。

○議長（竹島 久利君） 委員の皆さんから、今回のことについて何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

-----○-----

## 7. 閉会

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りをいたします。

本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任していただきたいと思っておりますので、異議ありませんか。

（はいの声）



○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議長  
の席を下りさせていただきます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございました。

それでは、閉会のほうを副会長にお願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それではご起立ください。

これをもちまして第9回の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前9時52分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人